

## 西宮市中小企業振興功労者表彰要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市商工業の発展および組織活動に功績のあった事業主を表彰し、本市産業の振興に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商業 卸売業、小売業、不動産業、運輸・通信業及びサービス業をいう。
- (2) 工業 鉱業、建設業及び製造業をいう。
- (3) 事業主 市内に事業所のある中小企業〔中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する企業〕の経営者をいう。

### (表彰基準)

第3条 この要綱に基づく表彰を受ける者は、市内商工業の振興に努め、とりわけ、中小企業の団体活動、組織活動に尽力し、西宮市産業の発展に功績のあった者とする。ただし、過去に当該表彰を受けた者を除くものとする。

2 被表彰者としての資格を有するものは、本人及び役員、並びに業務に従事する者が西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西宮市条例第67号）第2条各号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこととする。

### (推薦)

第4条 西宮商工会議所会頭は、市長からの依頼に基づき、別に定める日までに、西宮市中小企業振興功労者推薦書（様式1号）を市長に提出するものとする。

### (被表彰者の決定)

第5条 市長は、前条の推薦に基づき、速やかに受賞者を決定するものとする。

2 被表彰者が表彰期日までに次の各号に該当したときは、表彰を取消すものとする。

- (1) 職務上の行為により処罰を受けたとき。
- (2) 住民として好ましくない行為があったとき。

### 付 則

- 1 この要綱は、昭和62年4月1日から適用する。
- 2 西宮市振興功労者表彰要綱は廃止する。

### 付 則

この要綱は、昭和63年7月1日から適用する。

### 付 則

この要綱は、平成25年7月1日から適用する。